

第 1 章 総則

第 1 条 (名称)

本会は、高松市民登山学校第 43 期会(以下「本会」と称する。

第 2 条 (目的)

本会は、会員相互の親睦を図り、登山に関する知識と技術の向上を通じ自然保護の普及に努めることを目的とする。

第 3 条 (所在地)

本会の事務局は、会長の住居又は最寄りの場所に置く。

第 4 条 (事業)

本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 山行行事 毎月例会を原則として1回実施する。
- (2) その他 登山に関連した事項の指導と研修ならびに本会の目的を達成するために必要な事業を実施する。

第 5 条 (会員)

- (1) 本会の会員は、高松市民登山学校 43 期卒業生であつて、本会に入会を希望する者とする。第 43 期卒業生以外の入会希望者は、会員の推薦、役員会で承認を得る事とする。
- (2) 会員は、入会に際し、所定の申込書を提出し、会費を納入しなければならない。
- (3) 会員は、脱会届を提出することにより、脱会することが出来る。
- (4) 会員で、次項に該当した時は、役員会の議決により除名させることができる。
 - 1 本目的に著しく違反して、会の名誉を損傷したとき。
 - 2 会費を納入しないとき。但し、前年度会費未納入者は年度をもって脱会とする。
- (5) 本会の会費は、総会で決定する。
- (6) 本会の会員は、総会に出席する権利と義務を有する。
- (7) 本会の会員は、本会が主催する行事に参加することができる。

第 2 章 役員

第 6 条 (役員)

本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 1名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 副事務局長 1名
- (7) 運営委員 15名以内

第8条（役員の仕事）

役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長 本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- (3) 会計
- (4) 会計監査 会計の監査を、報告を行う
- (5) 事務局長 事業の企画ならびに総括を行う。
- (6) 副事務局長 事務局長を補佐する
- (7) 運営委員 事業の企画、運営を行う。

第9条（役員を選任）

役員は、総会において会員の互選により選出する。

2 役員の出員が生じた場合は、役員会で任命し、その場合の任期は前任者の任期期間とする。

第10条（役員の仕事）

役員の仕事は1年とする。但し、再任を妨げない。

第3章 会議

第11条（会議）

会議は総会・役員会・運営委員会とし、会長が招集する。

総会、役員会は会長が議長を努め、運営委員会は事務局長が進行を勤める。

第12条（総会）

総会は、年1回開催とし、事業活動報告、次年度活動計画及び役員改選について決議する。

なお、特別の事由があるときは、臨時総会を開くことができる。

2 総会は、総会日の30日以前に全会員に通知を行い、総会当日の出席者によって成立する

3 総会における議決は、総会出席者（委任状にて議決を委託した者を含む）の過半数を得て決定する

第13条（役員会）

役員会は、本会の運営に必要な事項を審議、決定等を行う。

第14条（運営委員会）

運営委員会は、役員会の依頼により本会の行事運営に協力する。

2 年間登山計画、山行運営、事前説明会は運営委員が企画する。

第4章 会計

第15条（事業年度）

本会の事業年度は11月1日～10月31日までとする。

第16条（経費）

本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入を持って充てる。

第16条（会費）

- 1 会費は、年会費2000円として、年度初めに納入する。
- 2 会員が、年度途中に入会した場合も、年額を徴収する
- 3 会員が、年度途中で脱会しても返還は行わない

第5章 山行

第17条（山行）

- 1 山行担当リーダーは、山行計画を会長に提出しなければならない
- 2 年間事業計画で決まった山の下見や会の行事の登山計画(行程)は、所定の書式で所轄の警察に登山届を担当リーダーの責任で提出する
- 3 山行当日の会員の体調管理、天候、行動の判断は、当日担当リーダー、対等班長の責任で行う
- 4 山行に参加希望する会員は、事務局を通じて申し込み、各人が資料、地図等にyり下調べを行う
- 5 会の行事は、不測の事態に対応するため、対応連絡表(連絡網)を作成する

第18条（交通）

- 1 山行の交通手段は、原則運転従事者によるバスまたはマイクロバスとする
- 2 自家用車を利用する場合は、任意保険に加入・確認後車両を使用する(別途規則を定める)
- 3 自家用車使用中、事故に遭遇した場合、事故原因の如何に係わらず、同乗者は所有者・運転手およびその家族に保険の範囲を超えて賠償を請求しない。

第19条（保険）

会員は、万一の事故に備えて、かくじで相応の山岳遭難保険に加入するものとする。

第20条（会員の自己責任）

- 1 会員は、会の行事参加中(下見含む)の自己およびトラブルについて、全て自己責任において処理する。
- 2 本会の目的から、本会ならび役員は何ら責任を負わない。
- 3 会員は、後日のトラブル防止のため、会員誓約書を差し入れ、本人の意思確認とする。

第6章 雑則

第21条（施行細則）

この会則の施行について必要な事項は、役員会において別に決める。

第22条（会則の改訂）

この会則の改定は、役員会の議を経て総会の出席者の過半数をもって改正できる。

付 則

- 1 この会則は2022年11月1日から施行する。
- 2 会則施行後の役員等は、別紙のとおりとする

第 43 期会規約 内規

第 1 章 現地調査

第 1 条 (下見費用)

現地調査(事前下見)に係る費用で、自家用車使用の場合は、次の通りとする。

- 1 使用料(車種等に係わらず走行距離、燃料費を含む)1km 20 円とする。
- 2 高速料金は実費とする
- 3 駐車料金は実費とする
- 4 公共交通機関を利用する場合は実費とする

第 2 条 (自動車の利用)

自動車を使用中のトラブルについては、次の通りとする。

- 1 道路交通法規を守る
- 2 スピード違反など、運転中の違反は運転者の責任とする
- 3 駐車違反は、同乗者の連帯責任として、費用を分担する
- 4 山行が原因の車両故障は、同乗者が連帯責任で修理費用を分担する
(例)山の根石でタイヤパンク、轍でマフラー損傷
- 5 車両の故障原因が不明な場合は、所有者の責任とする

付則

この内規は、令和 4 年の総会の同意を得て、同日に実施する。